

2023年4月26日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード：9501 東証プライム市場)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 工藤 誉大
(TEL. 03-6373-1111)

特別事業計画の変更の認定について

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対し、2022年4月27日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月24日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

当社といたしましては、原子力事故の被害に遭われた方々の立場に寄り添った賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

以 上

添付資料：特別事業計画の変更の概要

参 考：第四次総合特別事業計画（抄）

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

- 要賠償額の見通し
中間指針第五次追補[※]を踏まえた見積額の増加や、営業損害、風評被害および間接損害等その他に係る見積期間延長や支払実績増に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえ、要賠償額は約 6,173 億円増加し、約 13 兆 2,039 億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- ・ 中間指針第五次追補を踏まえた見積額の増加
…約 3,854 億円
- ・ 営業損害、風評被害および間接損害等その他に係る見積期間延長や支払実績増等
…約 1,220 億円
- ・ 除染等費用および中間貯蔵費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約 1,098 億円

以上

※ 2022年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」

第四次総合特別事業計画（抄）

当資料では、2022年4月に認定を受けた第四次総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2021年8月4日（認定）

2021年10月26日（変更認定）

2022年4月27日（変更認定）

2023年4月26日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 第四次総合特別事業計画（四次総特）の基本方針	3
(1) 背景	3
(2) 新々・総特策定以降の振り返りと四次総特の基本方針	5
2. 事業戦略	16
I) 福島事業	16
(1) 総論	16
(2) 賠償	17
(3) 廃炉	21
(4) 復興と廃炉の両立	31
(5) 復興	33
II) 経済事業	38
(1) 総論	38
(2) 小売事業（東京電力エナジーパートナー）	41
(3) 送配電事業（東京電力パワーグリッド）	48
(4) 原子力事業	55
(5) 燃料・火力事業等（東京電力フュエル&パワー）	65
(6) 再生可能エネルギー事業（東京電力リニューアブルパワー）	68
(7) 新規事業領域	73
III) 事業基盤	79
(1) 総論	79
(2) 人財	80
(3) 組織	81
(4) 事業創出に向けた経営基盤の構築	82
(5) DX・システム	83
(6) 資金の確保	85

3. 資産及び収支の状況に係る評価	87
(1) 収支の見通し	87
(2) 資産と収支の状況に係る評価	92
4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請	93
(1) 経営責任の明確化のための方策	93
(2) 金融機関及び株主への協力要請	93
5. 資金援助の内容	96
(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額	96
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	97
6. 機構の財務状況	98

1. 第四次総合特別事業計画（四次総特）の基本方針

<略>

2. 事業戦略

I) 福島事業

(1) 総論

<略>

(2) 賠償

① 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的な考え方

<略>

② 原子力損害の状況と要賠償額の見通し

被災者賠償、除染・廃棄物、中間貯蔵に必要な資金規模は 13.5 兆円¹⁷に上る。これまでに合計約 10.5 兆円をお支払いしてきた。

また、現時点で可能な範囲において、合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額を算定した結果、要賠償額の見通しは 13 兆 2,039 億円となっている。

なお、東電は、実際の賠償支払いの実績を踏まえて賠償額を算定することが必要な項目等について、時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも、賠償の支払いに支障が生じることのないよう、機構に対し所要の資金援助を求めていく。

¹⁷ 東電委において「確保すべき資金」として示されたものであり、機構及び東電が行った見積もりではない。

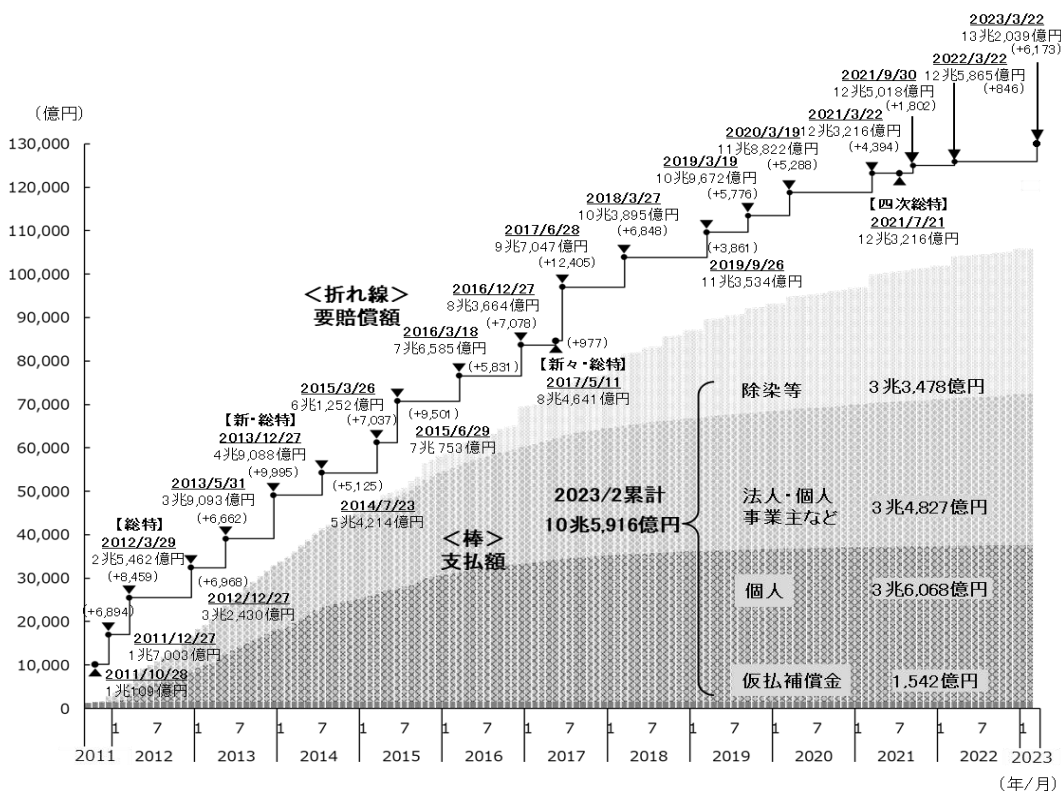
【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2023年2月末現在)
I. 個人の方に係る項目	24,776億円	20,134億円
検査費用等	3,511億円	2,831億円
精神的損害	13,612億円	10,959億円
自主的避難等	4,915億円	3,624億円
就労不能損害	2,737億円	2,719億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	34,033億円	32,345億円
営業損害、出荷制限指示等による損害 及び風評被害	25,510億円	24,952億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	3,341億円	2,634億円
間接損害等その他	5,181億円	4,758億円
III. 共通・その他	22,641億円	19,949億円
財物価値の喪失又は減少等	15,586億円	14,834億円
住居確保損害	6,804億円	4,864億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
I～III. 被災者賠償 小計	81,451億円	72,429億円
IV. 除染等*	50,587億円	33,478億円
合計	132,039億円	105,908億円

※1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しない。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(3) 廃炉

<略>

(4) 復興と廃炉の両立

<略>

(5) 復興

<略>

II) 経済事業

<略>

III) 事業基盤

<略>

3. 資産及び収支の状況に係る評価

<略>

4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請

(1) 経営責任の明確化のための方策

<略>

(2) 金融機関及び株主への協力要請

① 金融機関への協力要請

これまでの特別事業計画における協力要請を踏まえ、取引金融機関には、追加与信実行、与信の維持、「責任と競争」の両立に資する成長資金の供与並びにホールディングカンパニー制への移行及び JERA の設立等の了承により、東電の「責任と競争」の両立に向けた取組に貢献していただいていた。

東電は、震災以降、持続的な収益力の確保に向けた取組を進め、財務基盤の強化とともに、社債市場への復帰及び金融機関からの新規調達を実現してきた。今後も、引き続き、自律的な資金調達を目指し、間接金融に依拠した直間比率を是正していく中で、返済の在り方や成長資金確保に向けた資金調達手段の多様化等について金融機関と協議していく。

他方で、市場環境の変化等による小売事業の更なる競争激化に加え、他社を含む原子力発電所の停止が長期化する中で、東電が福島責任を貫徹するために、全ての取引金融機関に対して、四次総特の目的の達成に向けた協力として、以下の事項について、機構及び東電 HD との協議の結果に応じて、適切な対応を行うことを要請する。

- i) 旧総特での協力要請の記載の通り、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること³⁴。
- ii) 主要取引金融機関が、公募社債の発行状況等を踏まえ、機構及び東電 HD との協議の結果に従い、追加与信の実行及び短期の融資枠の設定を行うこと³⁴。
- iii) 東電 HD 及び各基幹事業会社の新たな取組を通じた企業価値の向上及び福島復興への貢献を図る観点から、機構及び東電 HD との協議の結果に従い、個々の債務の性格及び資金需要等に応じつつ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、東電 HD 及び各基幹事業会社に与信を行うこと。
- iv) 上記の場合において、一般担保による与信の総量が震災時における額の範囲を超えると見込まれる場合には、四次総特の着実な履行等を勘案しつつ、新たな

³⁴ 対象期間は、2024年3月末まで。

一般担保は付与しないこととするとともに、一般担保総量が毎年度継続的に減少していく運用とすること。

- v) 全ての取引金融機関は、四次総特の着実な履行等を踏まえ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、今後新規に契約される融資について、できるだけ早期に私募債形式によらないこととするよう、機構及び東電 HD との間で真摯に協議すること。特に、主要取引金融機関においては、この目的の達成のため引き続き特段の配慮をすること。
- vi) 既存事業の選択と集中や新規事業領域の拡大、再編・統合、他事業者との提携等を通じて、グループ全体の事業ポートフォリオを再構築するための取組については、具体的な内容の合理性や既存債務の履行に特段の支障がないと確認されることを前提に、了承すること。
- vii) 電力システム改革によって創出される新たな競争環境の下での事故責任の履行に資する持続的な成長のためのアライアンス等による新たな資金調達メカニズムとして、中長期的に、戦略的な経営合理化や各基幹事業会社の成長戦略に要すると見込まれる 2 兆円規模の資金需要について、四次総特の着実な履行が認められ、個別案件毎の内容や導入されるストラクチャー及び経済合理性等を検討し、債務履行について特段の支障がないと確認されることを前提に、必要な新規与信を行うこと。

② 株主への協力要請

<略>

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額

要賠償額の見通しが13兆2,039億円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円³⁵を控除した13兆149億7,333万円³⁶を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。

表：これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日	7兆6,585億円	7兆4,695億円
2016年12月27日	8兆3,664億円	8兆1,774億円
2017年5月11日	8兆4,641億円	8兆2,752億円
2017年6月28日	9兆7,047億円	9兆5,157億円
2018年3月27日	10兆3,895億円	10兆2,006億円
2019年3月19日	10兆9,672億円	10兆7,783億円
2019年9月26日	11兆3,534億円	11兆1,644億円
2020年3月19日	11兆8,822億円	11兆6,932億円
2021年3月22日	12兆3,216億円	12兆1,327億円
2021年9月30日	12兆5,018億円	12兆3,129億円
2022年3月22日	12兆5,865億円	12兆3,976億円
2023年3月22日	13兆2,039億円	13兆149億円

³⁵ 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

³⁶ 万円未満の端数は切り捨てている。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源

<略>

6. 機構の財務状況

<略>